

100th
ANNIVERSARY
SINCE 1919

開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

グランド ハイアット 東京 3階
「グランドボールルーム」
東京都港区六本木六丁目10番3号

書面及びインターネット等による
議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時45分

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

第 151 期

定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日 ▶ 2019年3月31日

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8053/>



住友商事

Enriching lives and the world

証券コード 8053



株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまで当社は2019年12月に創立100周年を迎えます。これもひとえに株主の方々をはじめとする皆様のご支援の賜物であると、心より感謝申し上げます。

さて、第151期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）定時株主総会を6月21日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第151期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださるようお願い申し上げます。

2019年5月

代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

目 次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	4
■ (ご参考)取締役及び監査役の選任基準	14
■ (ご参考)当社の役員報酬制度の概要	15
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	47
■ 監査報告書	49
■ (ご参考)住友商事グループの経営理念	52
■ (ご参考)住友商事グループのマテリアリティ(重要課題)	53
■ (ご参考)コーポレートガバナンスに対する取組の概要	55

●当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」

②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

●監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。

●事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第151期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって議決権を行使することができます（2～3ページご参照）ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2019年6月20日（木曜日）の午後5時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	2019年6月21日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
場	所	東京都港区六本木六丁目10番3号 グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」 （ 最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。 なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。 ）
株 主 総 会 の 目的である事項		●報告事項
		1. 第151期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
		2. 第151期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
		●決議事項
		第1号議案 剰余金の配当の件
		第2号議案 取締役10名選任の件
		第3号議案 監査役1名選任の件
		第4号議案 取締役賞与の支給の件

以 上

議決権行使 についてのご案内

4ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2019年6月21日(金曜日)
午前10時
〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2019年6月20日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

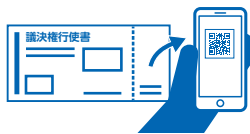


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2019年6月20日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2019年6月20日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

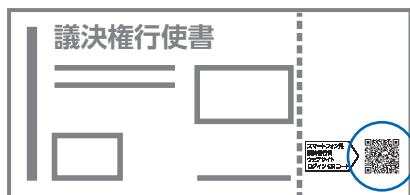
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

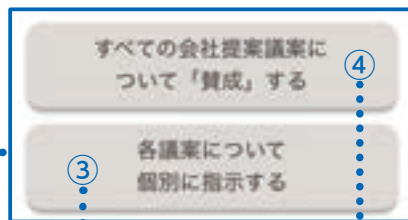


※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

！一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

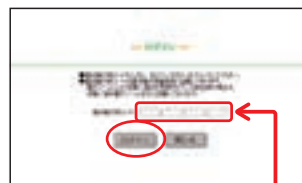
●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

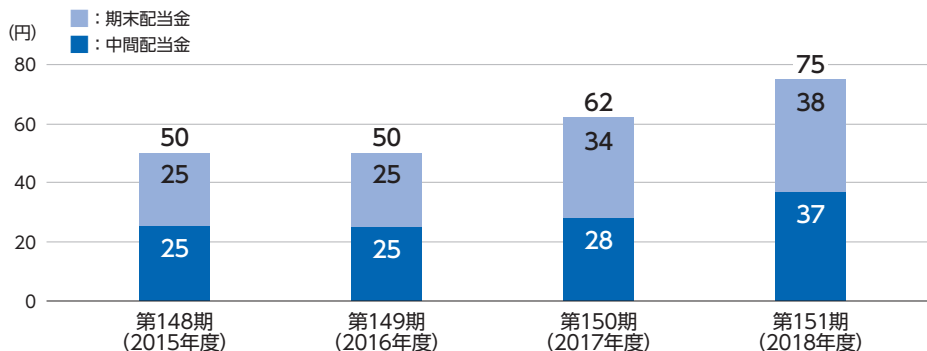
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2018年度からの3か年を対象とする「中期経営計画2020」においては、連結配当性向30%程度を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)は3,205億円となりましたので、上記の配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり38円 総額 47,458,762,476円 なお、中間配当金として1株当たり37円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり75円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2019年6月24日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

第2号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者10名のうち4名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者4名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、14ページをご参照ください。）

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位・担当	取締役 在任期間	指名・報酬 諮問委員会 委員*6	社外取締役の専門性・経験				
								企業 経営	投資	金融	法律	政府 機関
1	なか	むら	くに	はる	中村 邦晴	再任	取締役会長	10年	○			
2*1	ひょう	どう	まさ	ゆき	兵頭 誠之	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	1年*5	○			
3*1	たか	はた	こう	いち	高畑 恒一	再任	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジ メント担当役員 CFO	3年	—			
4*1	やま	の	ひで	き	山埜 英樹	再任	代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *2	1年	—			
5*1	なん	ぶ	とし	かず	南部 智一	新任	専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO *3	—	—			
6*1	せい	しま	たか	ゆき	清島 隆之	新任	常務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *4	—	—			
7	え	はら	のぶ	よし	江原 伸好	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	3年	◎	●	●	● — —
8	いし	だ	こう	じ	石田 浩二	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	2年	○	●	—	● — ●
9	いわ	た	き	みえ	岩田 喜美枝	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	1年	—	●	—	— — ●
10	やま	ざき	ひさし		山崎 恒	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	1年	—	—	—	— ● ●

(注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
2. *2 CSO：Chief Strategy Officer
CIO：Chief Information Officer
3. *3 CDO：Chief Digital Officer
4. *4 CAO：Chief Administration Officer
CCO：Chief Compliance Officer
5. *5 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
6. *6 ○は委員、◎は委員長（いずれも2019年4月1日現在）を示します。指名・報酬諮問委員会は5名（うち社外取締役3名）で構成されており、同日現在においては、上記4名のほか、社外取締役の田中弥生氏も委員を務めています。本総会後も、委員を務める社外取締役は3名となる予定です。



候補者番号 なか むら くに はる
1 中 村 邦 晴

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1950年8月28日生	124,200株	20回中20回（100%）
		取締役在任期間
		10年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 当社入社	2017年 4月 代表取締役社長 CEO
2009年 6月 代表取締役 専務執行役員	2017年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
2012年 4月 代表取締役 副社長執行役員	2018年 4月 代表取締役会長
2012年 6月 代表取締役社長	2018年 6月 取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ひょう どう まさ ゆ き
2 兵 頭 誠 之

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1959年6月26日生	39,800株	16回中16回（100%） （2018年6月22日就任以降の状況）
		取締役在任期間
		1年（本総会終結時）（*）

（*）兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2018年 4月 社長執行役員 CEO
2016年 6月 代表取締役 常務執行役員	2018年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
2017年 4月 代表取締役 専務執行役員	（現職）
2017年 6月 専務執行役員	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 た か は た こ う い ち
3 高 畑 恒 一

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1956年2月24日生	47,100株	20回中20回（100%）
		取締役在任期間
		3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2017年 4月	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門
2010年 4月	執行役員		財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
2012年 4月	常務執行役員	2019年 4月	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門
2015年 4月	専務執行役員		財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO（現職）
2016年 6月	代表取締役 専務執行役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、インベスターリレーションズ部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐等を経て、現在は副社長執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 や ま の ひ で き
4 山 埜 英 樹

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1960年2月23日生	14,252株	16回中16回（100%） （2018年6月22日就任以降の状況）
		取締役在任期間
		1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2018年 6月	代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門
2016年 4月	執行役員		企画担当役員 CSO・CIO（現職）
2018年 4月	常務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にインフラ関連事業に携わり、環境・インフラプロジェクト事業本部長、経営企画部長等を経て、現在は常務執行役員 企画担当役員 CSO・CIOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 5 南 部 智 一

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1959年1月21日生	46,400株	—
取締役在任期間		
—		

略歴、地位及び担当

1982年 4月	当社入社	2015年 4月	常務執行役員 米州総支配人、米州住友商事グループ CEO、米州住友商社会社社長
2006年 4月	鋼管貿易第一部長 油井管事業部長 米州住友商社会社 SCOA鋼管グループ長 理事 北米住友商事グループ 北米鋼管グループ長、米州総支配人補佐 理事 鋼管本部長を経て	2017年 4月	専務執行役員 メディア・生活関連事業部門長
2012年 4月	執行役員 鋼管本部長	2018年 4月	専務執行役員 メディア・ICT事業部門長
2014年 4月	執行役員 米州総支配人補佐、 米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商社会社副社長 兼 CFO	2018年10月	専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長
		2019年 4月	専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商社会社社長、メディア・生活関連事業部門長等を経て、現在は専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 6 清 島 隆 之

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1962年1月1日生	16,000株	—
取締役在任期間		
—		

略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (秘書・人事担当)
2012年 4月	理事 インフラ事業総括部長 理事 環境・インフラ事業総括部長 理事 米州総支配人補佐、 米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商社会社副社長 兼 CFO を経て	2019年 4月	常務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO（現職）
2016年 4月	執行役員 米州総支配人補佐、 米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商社会社副社長 兼 CFO		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商社会社副社長 兼 CFO、人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）等を経て、現在は常務執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

え

はら

のぶ

よし

江 原 伸 好

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1951年10月17日生	0株	20回中20回（100%）
		社外取締役在任期間
		3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1978年 9月	モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー 入社	1996年11月	同社 リミテッド・パートナー
1980年10月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー 入社	1999年 1月	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役（現職）
1988年10月	同社 パートナー	2016年 6月	当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社（代表取締役：江原伸好氏）が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行い、当該出資に当たり同社株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.001%未満及びユニゾン・キャピタル株式会社の運用資金総額の0.1%未満と僅少です。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行い、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.01%未満及び同ファンドの運用資金総額の1%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

8

いし

だ

こう

じ

石田 浩二

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日

1947年6月22日生

所有する当社株式数

0株

2018年度における取締役会への出席状況

20回中20回（100%）

社外取締役在任期間

2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1970年 5月 株式会社住友銀行 入行
1997年 6月 同行 取締役
1999年 6月 同行 執行役員
2001年 1月 同行 常務執行役員 企画部長
2001年 4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
経営企画部長
2002年 6月 同行 常務執行役員
本店第一営業本部長
2003年 6月 株式会社三井住友フィナンシャル
グループ 代表取締役 常務取締役
2004年 4月 同社 代表取締役 専務取締役
2005年 6月 同社 常任監査役（2006年6月退任）
株式会社三井住友銀行 監査役
（2006年6月退任）

2006年 6月 三井住友銀リース株式会社
代表取締役社長 兼 最高執行役員
2007年10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長（2011年6月退任）^(*)
^(*)2007年10月に、三井住友銀リース株式会社が住商リース株式会社と
合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、
引き続き三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役社長に
就任しましたが、2011年6月をもって退任しました。
2011年 6月 日本銀行政策委員会審議委員
（2016年6月退任）
2016年 7月 有限責任 あずさ監査法人
経営監理委員会委員
2017年 6月 当社社外取締役（現職）
2017年 7月 有限責任 あずさ監査法人
公益監視委員会委員（現職）

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人 公益監視委員会委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してから既に13年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してから既に7年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社年間連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.5%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の公益監視委員会（2017年7月1日付で同監査法人が経営監理委員会に替えて設置した監視機関）委員を兼務しています。公益監視委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置した監視機関であり、また、外部の第三者として当該委員会の構成員となっている同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。



候補者番号 い わ た き み え
9 岩 田 喜美枝

再 任 社外取締役候補者 独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1947年4月6日生	0株	16回中16回（100%） （2018年6月22日就任以降の状況）
		社外取締役在任期間
		1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

- | | |
|---|---|
| 1971年 4月 労働省（現：厚生労働省）入省 | 2012年 6月 同社 顧問（2016年6月退任） |
| 1996年 7月 大臣官房審議官 | 2012年 7月 日本航空株式会社 社外取締役
（2018年6月退任） |
| 1998年10月 大臣官房総務審議官 | |
| 2001年 1月 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
（2003年8月退官） | 公益財団法人21世紀職業財団 会長
（2018年6月退任） |
| 2004年 6月 株式会社資生堂 取締役 執行役員 | 2013年 9月 内閣府 消費者委員会委員 |
| 2007年 1月 内閣府 男女共同参画会議 議員 | 2015年10月 東京都監査委員（現職） |
| 2007年 4月 株式会社資生堂 取締役 執行役員常務 | 2016年 3月 キリンホールディングス株式会社
社外取締役（2019年3月退任） |
| 2008年 4月 同社 取締役 執行役員副社長 | |
| 2008年 6月 同社 代表取締役 執行役員副社長 | 2016年 4月 株式会社ストライプインターナショナル
社外取締役（2019年4月退任） |
| 2012年 3月 キリンホールディングス株式会社
社外監査役 | 2018年 6月 当社社外取締役（現職） |
| 2012年 4月 株式会社資生堂 取締役 | |

重要な兼職の状況

東京都監査委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

岩田喜美枝氏は、2012年7月から2018年6月まで日本航空株式会社の社外取締役を務めていましたが、同社において、2014年9月に顧客情報システムへの不正アクセスによる顧客情報の漏洩がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守及び情報セキュリティの観点から指摘、意見を述べていました。また、本件判明後は、同社の独立役員で構成される検証委員会（同年10月に設置）の委員長として検証を行い、再発防止に注力しました。



候補者番号 や ま ざ き
10 山 崎

ひ さ し
恒

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会への出席状況
1948年11月14日生	0株	16回中16回（100%） （2018年6月22日就任以降の状況）
		社外取締役在任期間
		1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 判事補任官
1995年 4月 東京地方裁判所判事部総括
2000年12月 家庭裁判所調査官研修所長
2002年12月 最高裁判所事務総局家庭局長
2005年12月 前橋地方裁判所長
2007年 2月 横浜家庭裁判所長
2008年12月 東京高等裁判所判事部総括
2009年 8月 東京家庭裁判所長
2011年 2月 札幌高等裁判所長官
（2013年3月退官）

2013年 3月 公正取引委員会委員
（2015年12月退任）
2016年 8月 弁護士（現職）
2017年 7月 全国農業協同組合連合会
経営管理委員（現職）
2018年 6月 当社社外取締役（現職）
株式会社東京商品取引所 社外取締役
（現職）

重要な兼職の状況

弁護士
全国農業協同組合連合会 経営管理委員
株式会社東京商品取引所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先ですが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社（代表取締役：江原伸好氏）が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結しています。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行っており、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結しています。
また、山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先です。
その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

当社は、中村邦晴氏、江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、川原卓郎氏が退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



ほそ の みち ひこ
細 野 充 彦

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2018年度における取締役会及び監査役会への出席状況
1958年1月20日生	38,500株	—

略歴及び地位

1981年 4月	当社入社	2015年 8月	執行役員
2008年 8月	文書総務部長 理事 文書総務部長を経て		コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)
2013年 4月	執行役員 法務部長	2016年 4月	常務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)
2015年 4月	執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)、法務部長	2019年 4月	顧問 (現職)

監査役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に総務・法務関連業務に携わり、文書総務部長、法務部長を経て、常務執行役員として人材・総務・法務担当役員補佐（総務・法務担当）を務めるなど、コーポレートガバナンスやコンプライアンスをはじめとして、当社の経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係
細野充彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結
本議案が承認された場合、当社は、細野充彦氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名（当期末時点の取締役会長及び社外取締役を除く。）に対し、取締役賞与として、総額3億2,700万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給することといたしたいと存じます。

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 当社の役員報酬制度の概要

1. 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬

(1) 目的

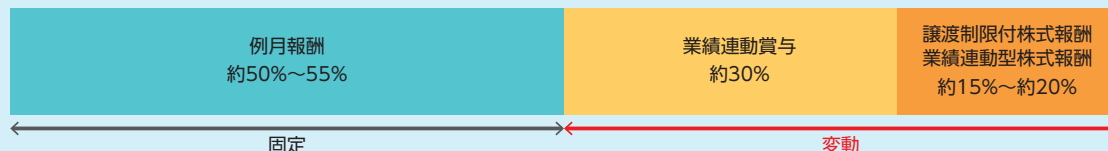
当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営戦略と連動し、持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するため、以下の基本方針に沿って策定しています。

- 固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものとする。
- 当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を強化することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとする。
- 株式報酬制度について、これまで以上に株主価値との連動性を強化することにより、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主視点での経営をより一層促すものとする。

(2) 報酬構成比率及び報酬水準

経営戦略に基づく会社業績並びに中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを強化するため、固定報酬と変動報酬の割合を適切に設定しています。また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを参考に、当社の経営環境を踏まえ、適切な報酬水準を設定しています。

<報酬構成比率（イメージ）>



(注) 1. 上記の図は一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

2. 取締役会長は業績連動賞与の支給対象者ではありません。

2. 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役及び監査役の報酬は、独立性及び職務上果たす役割に鑑み、「例月報酬」のみで構成し、毎月定額を支給しています。

3. 報酬ガバナンス

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）を設置しています。取締役の報酬等の体系・水準及び監査役の報酬枠については、指名・報酬諮問委員会にて内容を検討し、その結果を取締役に答申することとしており、透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

【役員報酬制度の全体像】

(●、○、◎は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。)

報酬等の種類		報酬等の内容	支給対象			
			取締役／ 執行役員 (注1)	取締役会長	社外取締役	監査役
固定	例月報酬 (注2)	役位に応じた定額を毎月支給する。	●	●	●	○
変動	業績連動賞与 (注3)	当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を強化するという観点から、中期経営計画において重視すべき業績管理指標として掲げる「連結純利益」と「基礎収益キャッシュ・フロー」の一定割合を総支給額とし、役位や個人評価に応じて個人ごとに配分する。	◎	—	—	—
	譲渡制限付 株式報酬 (リストラクテッド・ ストック) (注2、4)	原則として毎年、譲渡制限付の当社普通株式を交付する。 導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とする。	●	●	—	—
	業績連動型 株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット) (注2、4)	原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率（評価期間中の当社TSR（株主総利回り）をTOPIX（東証株価指数）の成長率で除して算出）に応じて決定される数の当社普通株式を、当該評価期間終了後に交付する。	●	●	—	—

(注1) 取締役会長及び社外取締役を除きます。

(注2) 取締役の報酬（賞与を除く。）の総額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円以内）とすることが決議され、そのうち社外取締役の報酬については、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において年額6,000万円以内から年額1億円以内に改定することが決議されています。また、第150期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、当該報酬枠の範囲内で、ストックオプション（ストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権）に代えて譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することが決議され、その上限金額を譲渡制限付株式報酬については年額1億3,000万円以内、業績連動型株式報酬については年額4億3,000万円以内（合計年額5億6,000万円以内）とすることが決議されています。すなわち、取締役の「例月報酬」「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」（上記●印）の限度額は年額12億円（うち社外取締役の報酬については年額1億円）となります。これに基づき、各取締役への支給額は取締役会にて決議されます。また、監査役の「例月報酬」（上記○印）については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、限度額が年額1億8,000万円と決議されています。これに基づき、個々の報酬については監査役の協議にて決定されます。

(注3) 取締役の「業績連動賞与」（上記◎印）については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。なお、取締役会長及び社外取締役は業績連動賞与の支給対象ではありません。

(注4) 株式報酬を付与するための金銭報酬債権の総額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限は、以下のとおりです。なお、最初に「業績連動型株式報酬」として当社普通株式を交付する時期は、最初の評価期間が終了する時期（2021年8月頃）になります。

	取締役（社外取締役を除く） 及び執行役員		左記のうち取締役（社外取締役を除く）	
	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付株式報酬	年額 520百万円以内	年 49万株以内	年額130百万円以内	年12万株以内
業績連動型株式報酬	年額 1,700百万円以内	年 73万株以内	年額430百万円以内	年18万株以内
合 計	年額 2,220百万円以内	年122万株以内	年額560百万円以内	年30万株以内

※上記の「業績連動型株式報酬」の「金銭報酬債権の総額」及び「当社普通株式の総数」（上限）は、3年間の評価期間における当社株式成長率等を勘案のうえ、交付する当社普通株式の総数（及びそのために支給する金銭報酬債権の総額）が最大となる場合を想定し、設定しています。

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、概ね堅調に推移しました。米国では個人消費や設備投資の増加により経済が拡大しました。欧州では景気回復の動きが緩慢なものとなりました。また、中国では安定成長が維持され、その影響を受けた中国以外のアジア各国でも経済の持ち直しの動きが続きました。国際商品市況では、原油の減産効果が薄れたため、下半期に原油価格が下落しました。また、通商問題の拡大及び長期化リスクが意識されたため、ニッケル、アルミ、銅などの商品価格の低迷が続きました。

国内経済は、低失業率にも支えられ個人消費が堅調に推移し、設備投資も引き続き回復に向かいました。また、輸出が概ね安定した一方で、上半期におけるエネルギー価格の上昇により輸入額が増加し、貿易赤字に転化しました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は3,205億円となり、前期に比べ120億円の増益となりました。一過性損益については、マダガスカルニッケル事業で減損損失を計上したことなどから約80億円の損失となったことに加え、前期に米国税制改正の影響などによる約230億円の利益を計上したことの反動減から、前期に比べ約310億円の減益となりました。

一過性を除く業績は約3,290億円となり、前期に比べ約440億円の増益となりました。そのうち、資源ビジネス^(注2)は、主に資源価格の上昇により豪州石炭事業などで増益となりました。非資源ビジネス^(注3)は、北米鋼管事業が市況回復に伴い増益となったことに加え、電力EPC案件に係る建設工事が進捗したことや、不動産事業が堅調に推移したことなどにより増益となりました。

(単位：億円)	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	3,085	3,205	+120
一過性損益	約 230	約 △80	約 △310
一過性を除く業績 (内、資源ビジネス) (内、非資源ビジネス)	約 2,850 (560) (2,290)	約 3,290 (610) (2,680)	約 +440 (+50) (+390)
基礎収益 ^(注4) (除く減損損失)	3,237	3,312	+75
基礎収益 キャッシュ・フロー ^(注5)	2,739	2,900	+161

(注1) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。

(注3) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス以外のビジネスを指します。

(注4) 「基礎収益」＝(売上総利益+販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)+利息収支+受取配当金)×(1-税率)+持分法による投資損益

(注5) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益-持分法による投資損益+持分法投資先からの配当

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、米国タイヤ事業の再編等に伴う減少があった一方で、円安に伴う増加や営業債権及び棚卸資産の増加があったことなどから、前期末に比べ1,459億円増加し7兆9,165億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、親会社の所有者に帰属する当期利益の積み上げにより、前期末に比べ2,133億円増加し2兆7,715億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債は、前期末に比べ944億円減少し2兆4,271億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注2)は、0.9倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、ビジネスの伸長に伴い運転資金が増加した一方で、コアビジネスが着実に資金を創出したことにより基礎収益キャッシュ・フローが2,900億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で2,689億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、米国タイヤ事業の再編やインドネシア商業銀行の売却など資産入替えによる回収が約2,400億円あった一方で、インド特殊鋼事業への参画やチリ銅鉱山事業（ケブラダ・ブランカ）の権益取得など、約3,000億円の投融資を行ったことなどから、513億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、2,176億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、2,332億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ68億円減少し6,604億円となりました。

③ 「中期経営計画2020」における配当方針

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2018年度からの3か年を対象とする「中期経営計画2020」においては、連結配当性向30%程度を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

2018年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が3,205億円となったことを踏まえ、1株当たり75円としています（前期年間配当金実績62円）。中間配当金は37円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり38円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

なお、2019年度の年間配当金予想額については、後記31ページの **2 対処すべき課題「中期経営計画2020」の推進** の「④ 配当方針」に記載のとおりです。

(注1) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち住友商事の株主に帰属する持分を示しています。

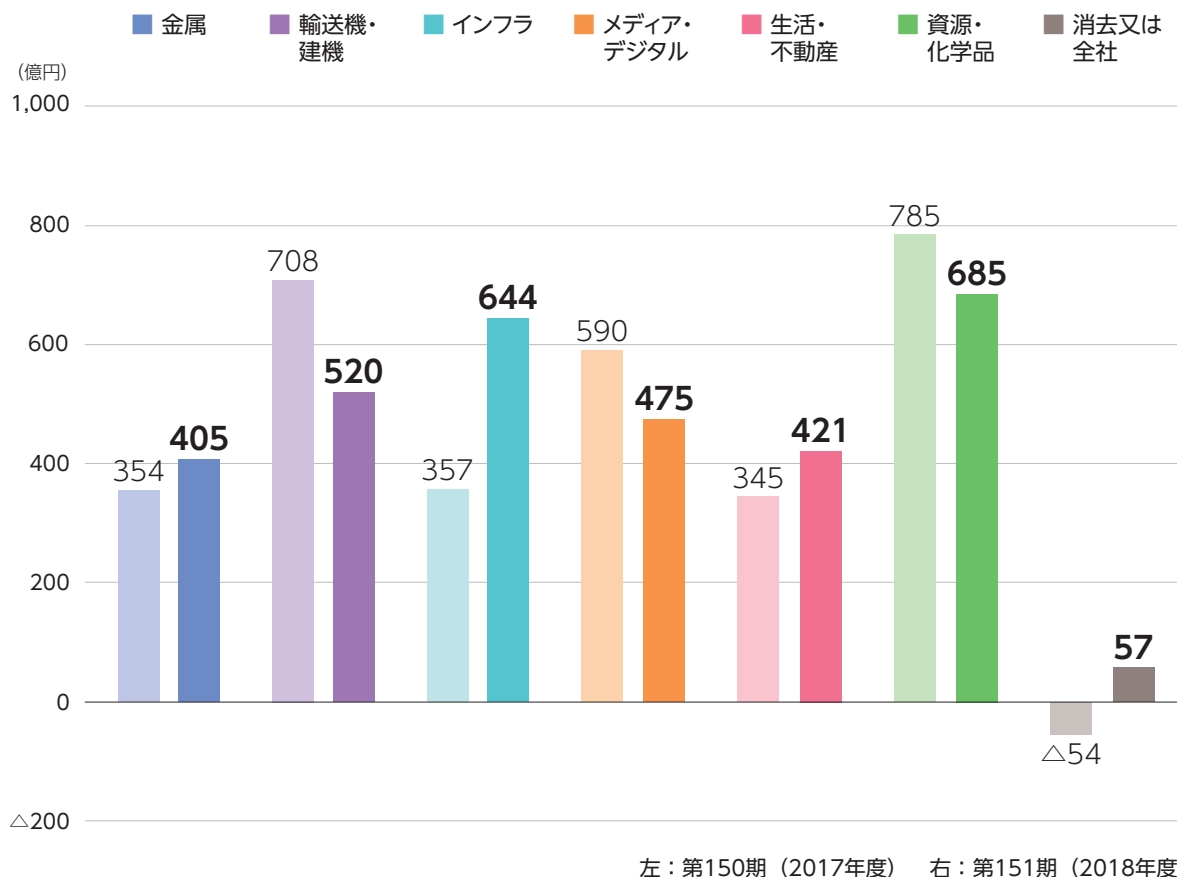
(注2) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio) は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(3) セグメント別の状況

① セグメント別当期利益又は損失

2018年4月に、メガトレンドや事業環境の変化を踏まえ、「中期経営計画2020」における成長戦略を強力に実行する体制を整備するため、事業部門の編成を事業分野や機能の面から戦略的に見直し、5事業部門から6事業部門に再編しました。各事業部門にて機動性高くビジネス環境の変化に対応しながら、組織間の連携を加速し、収益の柱を更に太くしていきます。

当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）



- (注) 1. 上記「当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた計と合計値は必ずしも一致していません。
2. 2018年4月1日付で、5事業部門から6事業部門に再編しています。これに伴い、前期の実績を組み替えて表示しています。

② 事業部門別の事業活動

金 属

事業部門

事業概要

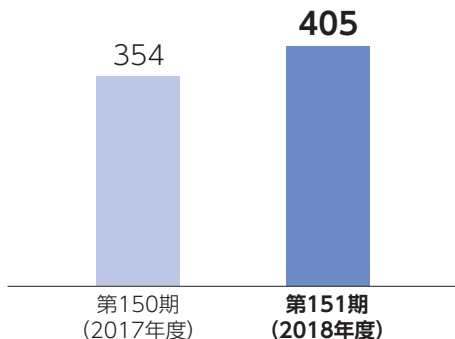
- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品並びにアルミ・チタンなどの非鉄金属製品の取引
- 鋼材・鋼管・非鉄金属の各種加工及び関連事業

▶ 業績概要

金属事業部門では、前期に米国税制改正に伴う一過性利益を計上したことによる反動減があったものの、北米鋼管事業が市況回復に伴い増益となったことや、海外スチールサービスセンター事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ50億円増益の405億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2018年度の総括

鋼材分野では、鋼材事業の一部を住友商事グローバルメタルズ及び住商メタレックスに移管しました。これにより、今まで以上に機動的にかつ多様な人材を生かして事業を遂行していきます。鋼管分野では、国内鋼管市場における事業環境の変化に対応し、持続的成長を図るため、メタルワンと国内鋼管事業の統合に合意しました。また、油井・ガス井用の機器システムを開発しているノルウェーの新興企業に出資しました。同社の開発した革新的な機器システムにより、油井・ガス井の生産性を高め、より安全かつ安定的な操業を可能にするソリューションを提供していきます。軽金属分野では、アルミ製錬事業の収益安定・強化を図るため、当社が出資するマレーシアのアルミ製錬事業会社を通じて、オーストラリアのアルミ原料生産事業に参画しました。



アルミ原料生産工場 (オーストラリア)

輸送機・建機

事業部門

事業概要

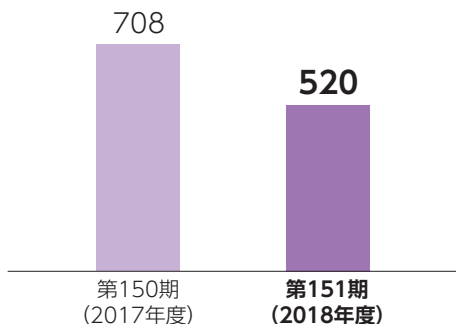
- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業

業績概要

輸送機・建機事業部門では、建機販売及び建機レンタル事業が堅調に推移した一方、前期に米国税制改正に伴う一過性利益を計上したことによる反動減などから、前期に比べ188億円減益の520億円となりました。

■当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2018年度の総括

リース・船舶・航空宇宙分野では、三井住友フィナンシャルグループとの共同リース事業（一般リース、オートリース及び航空機リース事業）の再編が完了しました。また、革新的な物流・移動サービスの実現を目指し、エアモビリティによる輸送サービス^(注1)を展開する米国の有力企業と業務提携しました。自動車分野では、住友三井オートサービスが、顧客の多様なニーズや課題に対応する商用車のファイナンス・リース事業に参画したほか、乗用車を毎月定額で利用し、一定期間後に別の新車に乗り換えることができるサービスを展開する新会社を設立しました。建設機械分野では、顧客の幅広いニーズに応えながら、販売・レンタル事業を拡大したほか、車両・機械の運行管理の効率化や省力化を目的として、テレマティクス^(注2)やIT精密農業^(注3)を推進する事業に参画しました。



米国エアモビリティ事業会社が開発している無人物流ドローン（イメージ）

(注1) 垂直離着陸できる電動小型航空機などを用いて、都市部における移動時間の短縮、山間部などにおける移動の利便性の向上、輸送の迅速化などを実現するサービス。

(注2) 車両などの移動体に通信機器を搭載し、遠隔で運行状況等の情報を送受信する仕組み。

(注3) ICT等の先端技術を活用し、農作業の自動化・効率化や生産性の向上が可能となる農業。

インフラ

事業部門

事業概要

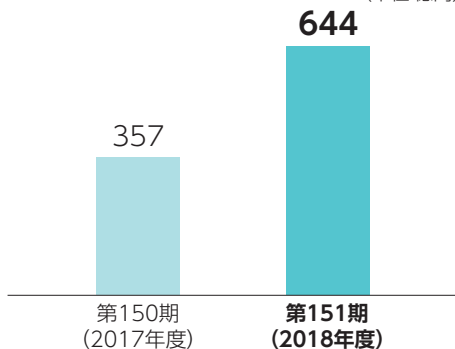
- 電力・上下水道・鉄道・空港・スマートシティ開発などの社会インフラ事業
- 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー関連事業
- 次世代電池・リサイクルなどの環境関連事業
- 工業設備などの産業インフラ事業
- 物流・保険・海外工業団地関連事業

業績概要

インフラ事業部門では、大型EPC案件に係る建設工事が進捗したことや、発電事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ287億円増益の644億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2018年度の総括

各国の社会・産業のニーズに応じたインフラ整備・拡充を通じて、地球環境との共生及び地域と産業の発展に貢献する取組を推進しています。先進国では、環境配慮型インフラ整備を重点分野とし、再生可能エネルギー発電事業を推進しました。ベルギーやフランスにおいて洋上風力発電事業に参画したほか、国内では、山形県酒田市におけるバイオマス発電所や福島県南相馬市における太陽光発電所の第二期工事が竣工し、運転を開始しました。新興国では、モザンビークのガス焚き複合火力発電所の完工やベトナムの第三タンロン工業団地の操業開始など、増大するインフラ需要に応える取組を着実に実行しました。また、新たな分野での取組として、サブサハラの分散型電源事業やミャンマーの港湾ターミナル運営事業に参画しました。



欧州洋上風力発電所

メディア・デジタル

事業部門

事業概要

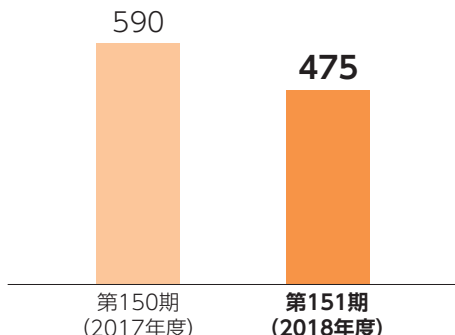
- ケーブルテレビ、多チャンネル番組供給、テレビ通販事業及びデジタルメディアなどのメディア事業
- ICTプラットフォーム・ITソリューション事業、グローバルCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)事業^(注1)などのデジタル事業
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^(注2)

業績概要

メディア・デジタル事業部門では、国内主要事業会社やミャンマー通信事業などが堅調に推移した一方、前期に保有有価証券のIPO評価益やクオカード事業の売却益を計上したことによる反動などから、前期に比べ115億円減益の475億円となりました。

■当期利益(親会社の所有者に帰属)

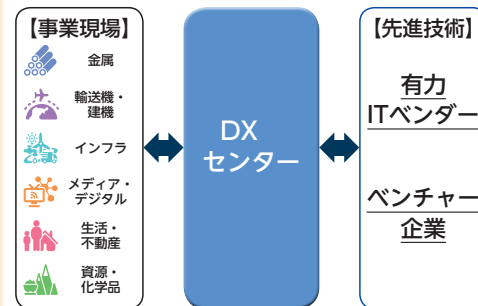
(単位:億円)



2018年度の総括

ジュピターテレコム(ケーブルテレビ事業)、ジュピターショップチャンネル(テレビ通販事業)、SCSK(ITサービス事業)、ティーガイア(携帯電話販売事業)、ミャンマーでの通信事業等、既存事業の強化に注力するとともに、さまざまな新規事業に取り組みました。メディア分野では、米国の有力パートナーと提携し、動画クリエイターの育成や動画広告の制作・配信等を行う新会社を設立しました。デジタルビジネス分野では、全社的なデジタルトランスフォーメーション^(注3)の推進組織(DXセンター)を設置し、デジタル技術の活用による既存事業のバリューアップや新規事業の創出に取り組みました。スマートプラットフォーム分野では、東南アジア最大級の通信事業会社と提携し、その傘下のデジタル広告事業^(注4)会社に出資しました。

<DX推進のためのエコシステム^(注5)>



(注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業。

(注2) 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業。

(注3) IoT、ビッグデータ、AIといった革新的なデジタル技術の進化を背景に、さまざまなビジネス領域で最先端のICT技術を活用した既存事業の高度化・新規事業開発。

(注4) 携帯電話の顧客情報やモバイル・インターネット上での個人の行動パターン等を解析し、その人に合った電子広告を配信する事業。

(注5) 「エコシステム」とは、生物学における「生態系」に由来するもので、企業や団体、顧客をはじめとする多数の要素が集結し、分業と協業によって共存共栄する関係をいう。

生活・不動産

事業部門

事業概要

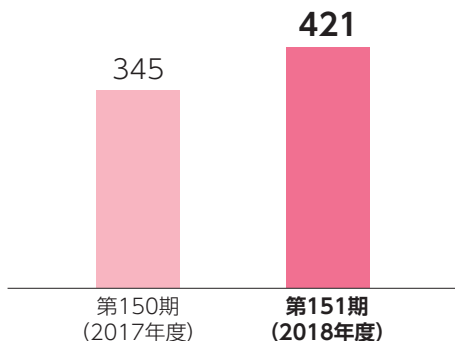
- 食品スーパー・ヘルスケアなどのライフスタイル・リテイル事業
- 青果・食肉・砂糖などの食料・食品の生産・加工・流通事業
- 木材・建材・バイオマスなどの生活資材及び総合不動産事業

業績概要

生活・不動産事業部門では、欧米州青果物生産・卸売事業の業績が低迷したものの、不動産事業が堅調に推移したことや、アジアバナナ事業が販売価格回復に伴い増益となったことなどから、前期に比べ76億円増益の421億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2018年度の総括

ライフスタイル・リテイル分野では、サミット(食品スーパー事業)やトモズ(ドラッグストア事業)などの既存事業のバリューアップに注力したほか、今後成長が見込まれるヘルスケア事業への取組として、マレーシアのマネージドケア事業者^(注1)に出資しました。また、サミットと住商フーズが精肉・惣菜部門の強化・サービス向上を図るべく、神奈川県川崎市に食肉加工センターを共同で開設しました。不動産分野では、国内においては当社が用地取得から設計、建設、テナント誘致までを行う中規模オフィスビル「PREX」シリーズを展開したほか、都市型物流施設「SOSiLA」の開発や顧客のニーズに合わせた商業施設の開発(BTS事業^(注2))などを推進しました。海外においては、米国不動産を投資対象とした私募ファンド第2号を組成し、運用を開始しました。



都市型物流施設「SOSiLA (ソシラ) 横浜港北」

(注1) 民間の医療保険会社・医療機関と連携して、より良質で安価な医療の推進と個人の健康管理の向上を目指す仕組みづくりを行う医療関連サービス提供会社。

(注2) Build-To-Suitの略。テナントの要望に応じて商業施設等を開発するオーダーメイド型事業。

資源・化学品

事業部門

事業概要

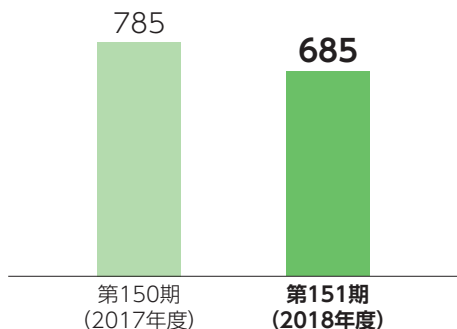
- 石炭、鉄鉱石、非鉄金属原料、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 合成樹脂、有機・無機化学品、電池用材料・電子材料、医薬、農薬及び肥料に関する事業

業績概要

資源・化学品事業部門では、資源価格の上昇により豪州石炭事業などで増益となった一方、マダガスカルニッケル事業における減損損失を計上したことなどから、前期に比べ101億円減益の685億円となりました。

当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2018年度の総括

資源・エネルギー及び化学品・エレクトロニクス製品の安定供給並びに地域の経済・産業の発展に貢献する取組を、地球環境の保全に配慮しながら推進しました。資源・エネルギー分野では、ペルーの金・銅鉱山事業及びチリの銅鉱山事業に参画したほか、米国テキサス州におけるタイトオイル^(注)の生産・開発権益を取得しました。また、米国メリーランド州で当社が参画しているLNGプロジェクトが商業運転を開始しました。ライフサイエンス分野では、インドやウクライナにおいて農薬・農業関連事業に参画するなど、同事業の海外展開を推進しました。また、国内においては、AIやドローン技術等の先端農業技術を活用した事業にも取り組みました。農業人口減少等の社会課題の解決に貢献していきます。



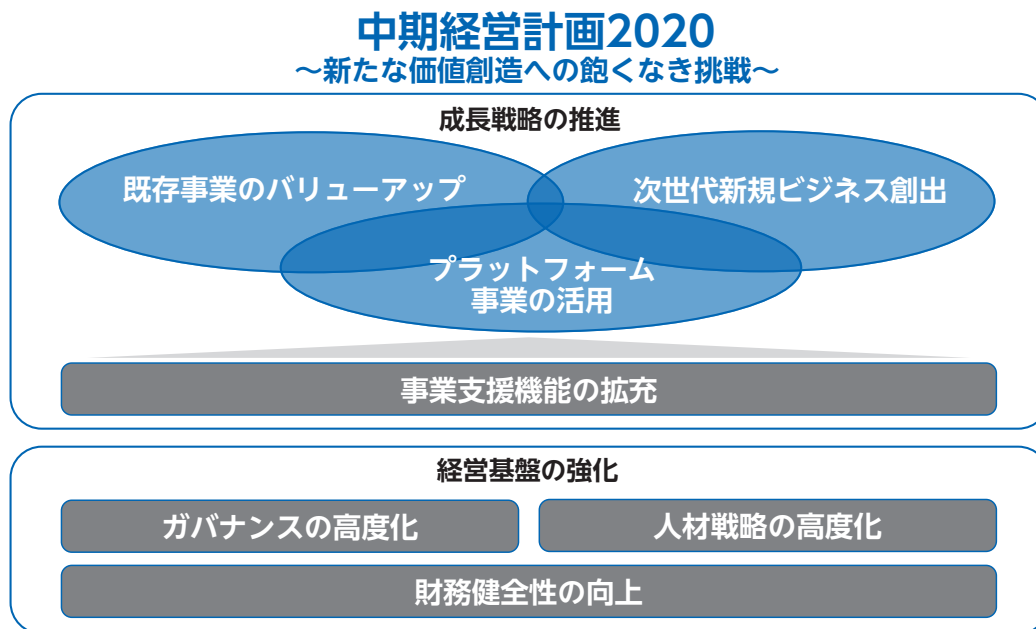
Quebrada Blanca (ケブラダ・ブランカ) 銅鉱山 (チリ)

(注) 水平掘削・水圧破碎技術を用いてシェール^{けつがん}(頁岩)層などから抽出した原油。

2 対処すべき課題

「中期経営計画2020」の推進

当社は、2018年5月に、2020年度までの3か年を対象とする「中期経営計画2020」を策定しました。第四次産業革命などの産業構造の変化や全産業のボーダーレス化・複合化が加速する環境下において、経営基盤の強化を図りながら、成長戦略の推進を中心に据え、新たな価値創造への飽くなき挑戦に取り組んでいます。



2018年度の進捗状況は、以下のとおりです。

① 成長戦略の推進

(a) 既存事業のバリューアップ

「既存事業のバリューアップ」を目指し、各事業部門の既存事業において、成長ポテンシャルの追求・実現を図っています。2018年度は、例えば金属事業では、インドにおける自動車関連需要の取込みを目的として、同国において特殊鋼事業に参画しました。また、電力事業では、ベルギーやフランスにおいて洋上風力発電事業に参画し、事業ポートフォリオの更なる強化に取り組みました。これらのほか、農業関連事業では、ウクライナにおいて新たに農業資材直販事業に参画したり、ブラジルの農業資材問屋を完全子会社化したりするなど、当社グループが強みを持つ事業基盤の更なる強化を図りました。

引き続き、ビジネス環境の変化に対応しながら、既存事業の収益の柱の強化に積極的に取り組んでいきます。

(b) 次世代新規ビジネス創出

加速度的にビジネス環境が変化する中で、大きな成長が見込まれる分野に経営資源を集中的に投下することとしています。具体的には、デジタルトランスフォーメーション^(注)の加速によるビジネスの高度化やビジネスモデルの変革が期待できる「テクノロジー × イノベーション」分野、高齢化等の影響により市場の急速な拡大が見込まれる「ヘルスケア」分野、人口増大、都市化の進展によるスマートシティ・都市開発及びインフラ整備事業等の成長が見込まれる「社会インフラ」の3分野に、3年合計で3,000億円程度の資金投下を計画しています。2018年度は、マレーシアにおけるヘルスケア事業等を中心に、これらの成長3分野に対し合計で約100億円の投資を実行しました。

また、当社のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、2018年4月にDXセンターを設立し、当社グループ内にとどまらず、多様な外部パートナーとも連携して知見・経験を共有し、活かす体制を強化したほか、先進技術を当社グループの事業に迅速に取り込むべく、シリコンバレー、欧州、東アジアなど、国内外において新規事業開発体制の整備・拡充を進めました。

なお、2019年4月1日付で、全社デジタル戦略の企画・立案・推進を担当する責任者として、CDO（Chief Digital Officer）を設置しました。

引き続き、成長3分野に対する積極的な取組を推進し、次世代新規ビジネスの創出を図っていきます。

(注) IoT、ビッグデータ、AIといった革新的なデジタル技術の進化を背景に、さまざまなビジネス領域で最先端のICT技術を活用した既存事業の高度化・新規事業開発。

(c) プラットフォーム事業の活用

当社グループが有するさまざまな事業基盤や機能は、あらゆる「産業」「社会」「地域」に繋がる多くの「接点」を有しており、これが新たな価値を生み出す原動力になります。「顧客基盤」「通信・放送・ネットワーク」「リース・レンタル・シェアリング」「デジタルプラットフォーム」などの事業基盤や機能を活用しながら、事業と事業の掛け合わせや組織間の連携によって、新たな価値の創造に取り組んでいます。

2018年度は、三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）との共同リース事業（一般リース、オートリース及び航空機リース事業）の再編が完了しました。具体的には、SMFGと当社が折半出資する三井住友ファイナンス＆リース（SMFL）を共同リース事業のプラットフォームとし、SMFLから住友三井オートサービスやSMBC Aviation Capital Limitedに対し出資を行う形態に変更しました。本再編により、SMFLは不動産やインフラなど、より成長性の高い分野に事業を展開していくことで、プラットフォームとしての事業基盤や機能を強化すると同時に、新たな価値の創造に取り組んでいきます。

これらの成長戦略を推進するための仕組みとして、「新規事業開発支援」「フルポテンシャルプラン」「アセットサイクルマネジメント」「デジタルトランスフォーメーション」の4つの「事業支援機能」の拡充に取り組んでいます。

「新規事業開発支援」では、全社視点で次世代ビジネスを育成していく仕組みづくりに取り組んでいます。ヘルスケア、スマートシティ等の成長ポテンシャルの高い分野において、組織間連携を通じ、全社プロジェクトとして取り組む体制を強化しています。また、2018年度より、職掌や年次等の制限なく、社員個人が所属組織の枠組みを超えて、グローバルベースで新規ビジネスを提案できる社内起業制度「0→1チャレンジ2018（ゼロワンチャレンジ2018）」を開始しました。このような取組を通じ、世の中の大きな変化に対応しながら、全社的なビジネスモデルの変革を促進していきます。

「フルポテンシャルプラン」では、未だ所期の成果を上げるに至っていない改善余地のある事業会社や、更なる成長が見込まれる事業会社を対象に、事業価値最大化のための具体策を策定し、実行状況を重点的にモニタリングすることを通じ、全社ポートフォリオの更なる質の改善を図っています。

「アセットサイクルマネジメント」では、他人資本の活用により、各事業の資産効率を上げるための支援を行っています。2018年度は、国内金融機関2社と共同で設立したファンド運営会社を通じ、海外の洋上風力発電事業に投融資するファンドを設立しました。

「デジタルトランスフォーメーション」では、前述のとおり、2018年4月に設立したDXセンターを中心に、各分野の知見やプラットフォーム事業基盤にテクノロジーを掛け合わせることで、当社ビジネスモデルの変革に取り組んでいます。

引き続き、これら4つの「事業支援機能」の着実な拡充を図ることで、成長戦略を強力に推進していきます。

② 経営基盤の強化

(a) ガバナンスの高度化

各事業部門からの部門戦略とその進捗状況に関する報告や、市況変動リスク、カントリーリスク等の集中リスクに関わるポートフォリオ報告を充実させるなど、取締役会によるモニタリングの範囲を拡大し、経営の執行に対する取締役会のモニタリング機能を強化しています。また、グローバル連結ベースでのグループガバナンスの実効性の維持・向上のため、グループ標準ツールを活用しながら、連結子会社と対話することで内部統制の状況を可視化し、業務品質の向上に取り組んでいます。さらには、ガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的として、2018年度に役員報酬制度を改定し、総報酬に占める業績連動賞与と株式報酬の比率を拡大しました。経営層に対して、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた健全なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めていきます。引き続き、ガバナンスの高度化に取り組み、持続的な成長の実現と、企業価値の向上を図ります。

(b) 人材戦略の高度化

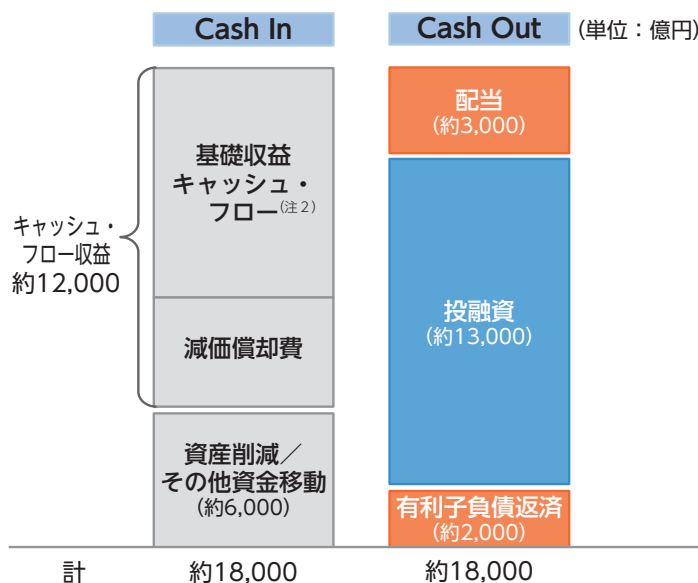
「Diversity & Inclusion ～多様な力を競争力の源泉に～」を基本コンセプトに、各種人事施策を導入し、成長戦略を推進しています。グローバル連結ベースで、次世代新規ビジネスへの戦略的な人材投入、部門・組織を越えたローテーションを実施し、最適な人材を適時・適所に配置できる体制を整備しています。また、新たな価値創造にチャレンジする組織づくりを後押しすべく「中計推進チャレンジ評価制度」を導入したほか、一人ひとりが最大限に力を発揮できるよう、健康経営を推進するとともに、「テレワーク制度」や「スーパーフレックス制度」を導入するなどして、さまざまな働き方を支援しています。

引き続き、人材戦略の高度化を通じ、成長戦略の推進の実行を後押しする体制を整備していきます。

(c) 財務健全性の向上

経営基盤の更なる強化を目的として、財務健全性の向上に取り組んでいます。キャッシュ創出力の着実な高まりと資産入替えを引き続き積極的に進めていくことにより、1兆8,000億円のキャッシュ・インを計画しています。また、このキャッシュを原資として、投融資計画は1兆3,000億円としています。さらには、3年合計配当後フリーキャッシュ・フローを2,000億円以上確保し、有利子負債の返済に充当することで、財務健全性の向上をもう一段進めていきます。コア・リスクバッファーとリスクアセットのバランス^(注1)については、引き続きその維持に努めていきます。

中期経営計画2020(3年間)のキャッシュ配分イメージ



(注1) 「コア・リスクバッファー」とは、「資本金」、「剰余金」及び「在外営業活動体の換算差額」の和から「自己株式」を差し引いて得られる数値で、当社は、最大損失可能性額である「リスクアセット」を「コア・リスクバッファー」の範囲内に収めることを経営の基本としています。

(注2) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益－持分法による投資損益＋持分法投資先からの配当
「基礎収益」＝(売上総利益＋販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)＋利息収支＋受取配当金)×(1－税率)
＋持分法による投資損益

③ 定量計画

(a) 2018年度業績

2018年度の業績については、マダガスカルニッケル事業において減損損失を計上した一方、資源価格の上昇により豪州石炭事業が増益となったことに加え、北米鋼管事業が市況回復に伴い増益となったことや、電力EPC案件に係る建設工事が進捗したこと、不動産事業が堅調に推移したことなどにより、連結純利益^(注)は3,200億円の計画に対し、3,205億円となりました。また、ROA及びROEについては、それぞれ4.1%及び12.0%となりました。

(b) 2019年度業績見通し

2019年度の業績見通しについては、資源ビジネスは、主に一般炭などの資源価格下落の影響に加え、ボリビア銀・亜鉛・鉛事業の生産数量の減少などにより減益が予想されます。一方、非資源ビジネスは、リース事業や米国タイヤ事業などの再編効果による利益の押し上げに加え、不動産事業などの既存ビジネスが引き続き堅調に推移すると見込まれることから、2019年度の連結純利益の見通しを3,400億円としています。「中期経営計画2020」においては、3年間を通じてROA及びROEを、それぞれ4%以上及び10%以上と見込んでいます。

④ 配当方針

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2018年度からの3か年を対象とする「中期経営計画2020」においては、連結配当性向30%程度を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

2019年度の年間配当金予想額は、連結業績の見通し3,400億円を踏まえ、普通配当を1株当たり80円（中間40円、期末40円）とすることに加え、創立100周年の記念配当として1株当たり10円を中間配当に併せて実施することとし、合計90円（中間50円、期末40円）としています。

2019年は、当社の創立100周年に当たります。これを大きな節目と捉え、次の100年に向け、今後も社会とともに持続的に成長していくために、グループ一丸となり、「新たな価値創造への飽くなき挑戦」に取り組んでまいります。

株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

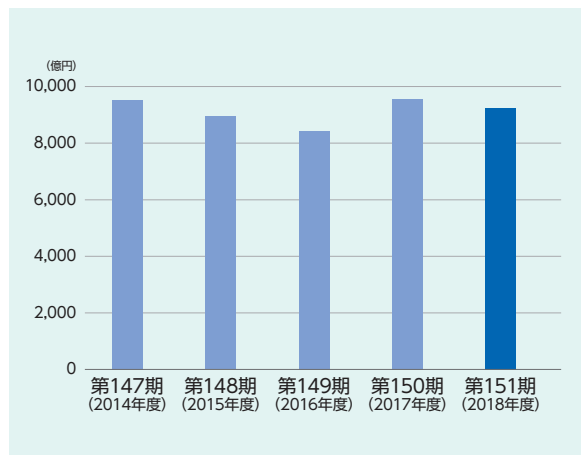
(注)「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。

3 財産及び損益の状況

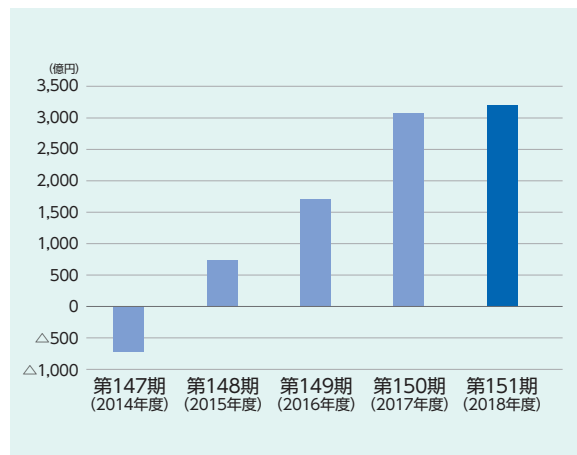
区 分	国際会計基準				
	第147期 (2014年度)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)
収益 (億円)	37,622	40,108	39,970	48,273	53,392
売上総利益 (億円)	9,529	8,941	8,427	9,565	9,232
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	△732	745	1,709	3,085	3,205
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	△58.64	59.73	136.91	247.13	256.68
総資産額 (億円)	90,214	78,178	77,618	77,706	79,165
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	24,814	22,515	23,665	25,582	27,715
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,988.62	1,803.95	1,895.81	2,048.93	2,219.11
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	△3.0	3.2	7.4	12.5	12.0
総資産当期利益率 (ROA) (%)	△0.8	0.9	2.2	4.0	4.1
親会社所有者帰属持分比率 (%)	27.5	28.8	30.5	32.9	35.0
有利子負債 (ネット) (億円)	35,175	27,703	26,279	25,215	24,271
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9

(注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

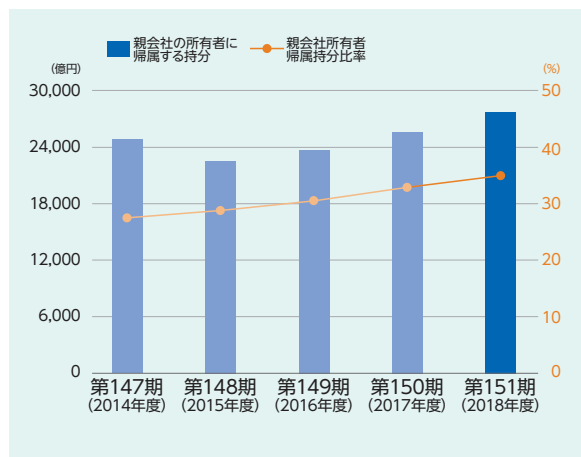
売上総利益



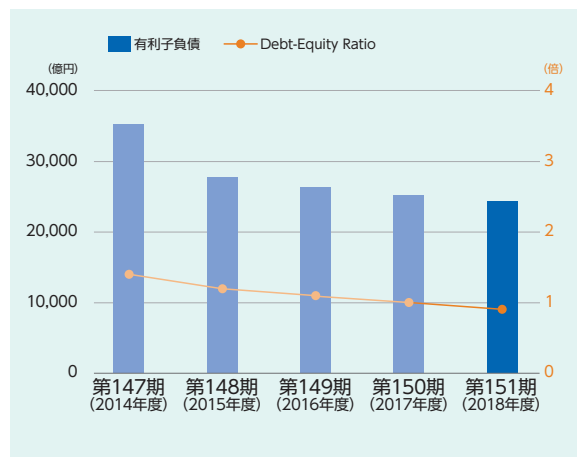
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 国 内

当 社 本 店	東京都千代田区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

(注) 1. 上記のほか、当社の営業所1か所があります。
2. 2018年9月18日付で、本店を東京都中央区から東京都千代田区に移転しています。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	-----	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海 外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所24か所があります。

海外現地法人	38法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、 欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、 アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、 中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、 アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、 上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外現地法人38法人が有する本・支店等は83か所です。

6 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

区 分	金属	輸送機・建機	インフラ	メディア・デジタル	生活・不動産	資源・化学品	その他	合計
従業員数	8,485名	16,681名	3,539名	12,835名	13,980名	7,331名	2,811名	65,662名 (対前期末7,354名減)

(注) 前期まで個別に表示していた「海外現地法人・海外支店」の従業員数は、各事業部門又は「その他」の従業員数に含めて表示しています。

(2) 当社の従業員数

合計 5,295名 (対前期末34名増)

(注)この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員169名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)
連結子会社	577社	664社	654社	626社
持分法適用会社	269社	286社	293社	305社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

区 分	会社名	主要な事業内容
金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内外取引及びその関連事業
輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	株式会社ジュピターテレコム (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A. (子)	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	181,071
株式会社日本政策投資銀行	145,328
住友生命保険相互会社	120,000
株式会社三井住友銀行	111,902
明治安田生命保険相互会社	111,000
日本生命保険相互会社	104,000
株式会社みずほ銀行	87,376
三井住友信託銀行株式会社	82,119
信金中央金庫	60,000
農林中央金庫	50,000
その他	734,530
当社単体借入金合計	1,787,326
連結子会社借入金合計	859,855
連結借入金合計	2,647,181

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行のうち、1行又は複数行を幹事とするシンジケートローンが合計で75,500百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2018年 4月 第55回無担保社債	100億円 (2028年 4月満期 年利0.330%)
2018年 9月 第56回無担保社債	200億円 (2028年 9月満期 年利0.435%)
2018年 9月 第57回無担保社債	100億円 (2038年 9月満期 年利0.889%)

連結子会社

SCSK株式会社において発行した100億円の無担保社債

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

発行可能株式総数 2,000,000,000株

発行済株式の総数 1,250,787,667株 (対前期末184,800株増／自己株式1,872,865株を含む)

(注) 発行済株式の総数の増加は、2018年8月17日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。

株主数 157,060名 (対前期末19,043名増)

単元株式数 100株

大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	97,744	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	66,383	5.32
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	22,883	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	21,130	1.69
三井住友海上火災保険株式会社	20,000	1.60
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	17,450	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385151	17,372	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	16,954	1.36
JP MORGAN CHASE BANK 385632	16,211	1.30

(注) 持株比率は、自己株式 (1,872,865株) を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



(注) 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況
中 村 邦 晴	取 締 役 会 長	
兵 頭 誠 之	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	
岩 澤 英 輝	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	
藤 田 昌 宏	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	
高 畑 恒 一	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	
山 埜 英 樹	代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員	
田 中 弥 生	社 外 取 締 役 * ¹	株式会社IHI * ⁹ 社外取締役
取締役会への出席状況		主な活動状況
20回中19回 (95%)		主に評価論及び市民社会組織論の分野における研究活動によって、また、政府委員等として培ってきた長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
江 原 伸 好	社 外 取 締 役 * ¹	ユニゾン・キャピタル株式会社 * ⁶ 代表取締役
取締役会への出席状況		主な活動状況
20回中20回 (100%)		主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
石 田 浩 二	社 外 取 締 役 * ¹	有限責任 あずさ監査法人 * ⁷ 公益監視委員会委員
取締役会への出席状況		主な活動状況
20回中20回 (100%)		主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況	
岩 田 喜美枝 ^{*3}	社外取締役 ^{*1}	東京都 ^{*10} 監査委員 株式会社ストライプインターナショナル ^{*10} 社外取締役	
		取締役会への出席状況 ^{*4}	主な活動状況 ^{*4}
		16回中16回 (100%)	主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
山 崎 恒	社外取締役 ^{*1}	弁護士 全国農業協同組合連合会 ^{*9} 経営管理委員 株式会社東京商品取引所 ^{*8} 社外取締役	
		取締役会への出席状況 ^{*4}	主な活動状況 ^{*4}
		16回中16回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
川 原 卓 郎	常任監査役 (常勤)		
村 井 俊 朗	監査役 (常勤)		
笠 間 治 雄	社外監査役 ^{*2}	弁護士 凸版印刷株式会社 ^{*10} 社外監査役	
		取締役会への出席状況	主な活動状況
		20回中19回 (95%)	主に検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
永 井 敏 雄	社外監査役 ^{*2}	弁護士 東レ株式会社 ^{*9} 社外監査役	
		取締役会への出席状況	主な活動状況
		20回中20回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
加 藤 義 孝 ^{*5}	社外監査役 ^{*2}	公認会計士 住友化学株式会社 ^{*9} 社外監査役 三井不動産株式会社 ^{*10} 社外監査役	
		取締役会への出席状況	主な活動状況
		20回中20回 (100%)	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準(14ページ)を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準(14ページ)を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3 岩田喜美枝氏は、2019年3月28日をもってキリンホールディングス株式会社^{*10}の社外取締役を退任しています。また、同氏は、2019年4月23日をもって株式会社ストライプインターナショナルの社外取締役を退任しています。
4. *4 岩田喜美枝氏及び山崎恒氏の取締役会への出席状況及び主な活動状況については、2018年6月22日就任以降のものを記載しています。

5. *5 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. *6 当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主(ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。)との間で株主間契約を締結しています。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行っており、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結しています。
7. *7 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
8. *8 当社は株式会社東京商品取引所の株式を保有しています。
9. *9 株式会社IHI、全国農業協同組合連合会、東レ株式会社、住友化学株式会社は、当社の取引先です。
10. *10 東京都、株式会社ストライプインターナショナル、凸版印刷株式会社、三井不動産株式会社、キリンホールディングス株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳				
			例月報酬	賞与	ストックオプション	譲渡制限付株式報酬 (リストラクテッド・ ストック)	業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット)
取締役	14名	1,026百万円	547百万円	327百万円	14百万円	73百万円	66百万円
(うち社外取締役)	(5名)	(67百万円)	(67百万円)	(－)	(－)	(－)	(－)
監査役	6名	125百万円	125百万円	－	－	－	－
(うち社外監査役)	(3名)	(38百万円)	(38百万円)	(－)	(－)	(－)	(－)

- (注) 1. 当期末現在の人員数は、取締役11名(うち社外取締役5名)、監査役5名(うち社外監査役3名)です。
2. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
3. 上記「賞与」は、本年6月21日開催予定の第151期定時株主総会に付議する支給額の上限を記載しています。
4. 上記「ストックオプション」は、「第12回新株予約権(株式報酬型)」(2017年7月31日発行)を付与するに当たり、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。なお、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議に基づく譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の導入により、2018年以降、ストックオプション(ストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権)の新たな発行は行わないこととしています。
5. 上記「譲渡制限付株式報酬」は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議に基づき付与した譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
6. 上記「業績連動型株式報酬」は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議に基づき、2021年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
7. 取締役の報酬(賞与を除く。)の総額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において年額12億円以内(うち社外取締役の報酬については年額6,000万円以内)とすることが決議され、そのうち社外取締役の報酬については、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において年額6,000万円以内から年額1億円以内に改定することが決議されています。また、第150期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対し、当該報酬枠の範囲内で、ストックオプション(ストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権)に代えて譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することが決議され、その上限金額を譲渡制限付株式報酬については年額1億3,000万円以内、業績連動型株式報酬については年額4億3,000万円以内(合計年額5億6,000万円以内)とすることが決議されています。
8. 監査役の例月報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額1億8,000万円以内とすることが決議されています。
9. 取締役の報酬等の内訳欄の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の「報酬等の総額」は一致していません。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

4 執行役員の氏名等 (2019年4月1日現在)

会社における地位	氏 名	会社における担当
社長執行役員 ^{*1}	兵 頭 誠 之	CEO
副社長執行役員 ^{*1}	高 畑 恒 一	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専務執行役員	杉 森 正 人	株式会社ジュピターテレコム 取締役 副社長執行役員
専務執行役員	堀 江 誠	社長付
専務執行役員	南 部 智 一	メディア・デジタル事業部門長 CDO ^{*3}
専務執行役員	古 場 文 博	金属事業部門長
専務執行役員	上 野 真 吾	資源・化学品事業部門長
専務執行役員	岡 省一郎	輸送機・建機事業部門長
常務執行役員	須之部 潔	住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	小 川 英 男	内部監査部長
常務執行役員	御子神 大 介	東アジア総代表
常務執行役員	秋 元 勉	インフラ事業部門長
常務執行役員	石 田 將 人	欧阿中東CIS総支配人
常務執行役員	安 藤 伸 樹	生活・不動産事業部門長
常務執行役員 ^{*1}	山 埜 英 樹	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO ^{*4}
常務執行役員	田 中 恵 次	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	清 島 隆 之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO ^{*5}
常務執行役員	中 島 正 樹	米州総支配人
常務執行役員	塩 見 圭 吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員	爲 房 孝 二	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
執行役員	諸 岡 礼 二	三井住友ファイナンス&リース株式会社 取締役 専務執行役員
執行役員	船 越 豊 明	インフラ業務部長
執行役員	福 田 康	物流インフラ事業本部長
執行役員	坂 本 好 之	資源・化学品業務部長
執行役員	佐 藤 計	ライフスタイル・リテイル事業本部長
執行役員	野 中 紀 彦	電力インフラ事業本部長

会社における地位	氏 名	会社における担当
執 行 役 員	塩 見 勝	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当)
執 行 役 員	中 村 家 久	メディア事業本部長
執 行 役 員	芳 賀 敏	経営企画部長
執 行 役 員	新 森 健 之	ジュピターショップチャンネル株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	仲 野 真 司	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ タイ住友商事会社社長、スミ・タイ・ホールディングス会社社長、 スミ・タイ・インターナショナル会社社長
執 行 役 員	竹 田 光 宏	米州総支配人補佐、米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO
執 行 役 員	加 藤 真 一	自動車モビリティ事業本部長
執 行 役 員	東 野 博 一	生活・不動産業務部長
執 行 役 員 *2	松 崎 治 夫	米州総支配人補佐、南米支配人、ブラジル住友商事会社社長
執 行 役 員 *2	犬 伏 勝 也	国内担当役員補佐、中部支社長
執 行 役 員 *2	向 田 良 徳	財務部長
執 行 役 員 *2	菅 井 博 之	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)、主計部長
執 行 役 員 *2	有 友 晴 彦	資源第二本部長
執 行 役 員 *2	石 田 英 二	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執 行 役 員 *2	吉 田 伸 弘	輸送機・建機業務部長
執 行 役 員 *2	小 池 浩 之	メディア・デジタル業務部長
執 行 役 員 *2	和 田 知 徳	生活・不動産事業部門長補佐

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、2019年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
3. *3 CDO : Chief Digital Officer
4. *4 CSO : Chief Strategy Officer
CIO : Chief Information Officer
5. *5 CAO : Chief Administration Officer
CCO : Chief Compliance Officer

Ⅳ. 会社の会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	505百万円
② 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額（①の金額を含む）	1,102百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザリー業務などについての対価を支払っています。
3. **1. 7 重要な子会社の状況**に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結財政状態計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第151期 (2019年3月31日現在)	第150期(ご参考) (2018年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	3,547,650	3,477,286
現金及び現金同等物	660,359	667,152
定期預金	10,492	15,187
有価証券	1,989	1,361
営業債権及びその他の債権	1,340,451	1,266,782
その他の金融資産	62,692	66,885
棚卸資産	925,204	877,808
前渡金	161,037	137,675
売却目的保有資産	56,034	247,677
その他の流動資産	329,392	196,759
非流動資産	4,368,873	4,293,346
持分法で会計処理されている投資	2,130,517	1,994,366
その他の投資	429,532	462,841
営業債権及びその他の債権	371,420	381,120
その他の金融資産	75,576	80,214
有形固定資産	746,647	750,226
無形資産	259,759	264,477
投資不動産	275,273	278,026
生物資産	22,858	16,057
長期前払費用	21,043	23,817
繰延税金資産	36,248	42,202
資 産 合 計	7,916,523	7,770,632

科 目	第151期 (2019年3月31日現在)	第150期(ご参考) (2018年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	2,278,706	2,158,149
社債及び借入金	682,349	603,249
営業債務及びその他の債務	1,190,259	1,038,657
その他の金融負債	50,787	59,413
未払法人所得税	28,467	39,639
未払費用	94,019	89,778
前受金	—	159,896
契約負債	132,693	—
引当金	8,356	5,711
売却目的保有資産に関わる負債	8,841	74,207
その他の流動負債	82,935	87,599
非流動負債	2,731,618	2,918,162
社債及び借入金	2,415,606	2,600,616
営業債務及びその他の債務	114,412	104,108
その他の金融負債	23,660	33,853
退職給付に係る負債	34,869	27,362
引当金	46,364	40,503
繰延税金負債	96,707	111,720
負 債 合 計	5,010,324	5,076,311
(資本の部)		
資本	2,906,199	2,694,321
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,771,483	2,558,160
資本金	219,449	219,279
資本剰余金	258,292	265,126
自己株式	△2,501	△2,796
その他の資本の構成要素	234,937	248,564
利益剰余金	2,061,306	1,827,987
非支配持分	134,716	136,161
負債及び資本合計	7,916,523	7,770,632

連結包括利益計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第151期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第150期(ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	4,920,772	4,333,190
サービス及びその他の販売に係る収益	418,466	494,133
収益合計	5,339,238	4,827,323
原価:		
商品販売に係る原価	△4,151,165	△3,581,975
サービス及びその他の販売に係る原価	△264,880	△288,875
原価合計	△4,416,045	△3,870,850
売上総利益	923,193	956,473
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△647,553	△731,616
固定資産評価損	△7,567	△7,226
固定資産売却損益	3,581	2,859
その他の損益	2,502	9,419
その他の収益・費用合計	△649,037	△726,564
金融収益及び金融費用:		
受取利息	28,975	27,530
支払利息	△40,535	△33,297
受取配当金	12,107	10,652
有価証券損益	2,204	27,767
金融収益及び金融費用合計	2,751	32,652
持分法による投資損益	127,110	149,734
税引前利益	404,017	412,295
法人所得税費用	△66,230	△78,385
当期利益	337,787	333,910
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	320,523	308,521
非支配持分	17,264	25,389
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	△20,646	21,073
確定給付制度の再測定	△10,799	3,219
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△1,453	1,292
純損益に振替えられることのない項目合計	△32,898	25,584
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	18,784	△77,122
キャッシュ・フロー・ヘッジ	5,183	△2,722
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△6,887	2,399
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	17,080	△77,445
税引後その他の包括利益	△15,818	△51,861
当期包括利益合計	321,969	282,049
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	305,075	256,329
非支配持分	16,894	25,720

(ご参考)

要約連結キャッシュ・フロー計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第151期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第150期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	268,883	295,264
当期利益	337,787	333,910
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	111,838	118,907
固定資産評価損	7,567	7,226
金融収益及び金融費用	△2,751	△32,652
持分法による投資損益	△127,110	△149,734
固定資産売却損益	△3,581	△2,859
法人所得税費用	66,230	78,385
棚卸資産の増減	△46,038	△126,008
営業債権及びその他の債権の増減	△60,634	△70,468
前払費用の増減	△2,831	△5,939
営業債務及びその他の債務の増減	108,735	90,793
その他－純額	△133,370	△16,925
利息の受取額	28,155	26,882
配当金の受取額	108,909	128,723
利息の支払額	△38,933	△32,079
法人税等の支払額	△85,090	△52,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,317	△155,766
有形固定資産の売却による収入	19,222	4,929
有形固定資産の取得による支出	△110,028	△97,762
投資不動産の売却による収入	5,100	10,083
投資不動産の取得による支出	△26,310	△4,341
その他の投資の売却による収入	217,846	59,239
その他の投資の取得による支出	△182,599	△163,446
貸付金の回収による収入	63,407	110,901
貸付による支出	△37,955	△75,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	△233,196	△229,610
短期借入債務の収支	36,570	△10,974
長期借入債務による収入	298,841	342,344
長期借入債務による支出	△454,880	△484,871
配当金の支払額	△88,653	△66,160
非支配持分株主からの払込による収入	3,806	348
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△21,055	△2,778
非支配持分株主への配当金の支払額	△8,020	△7,697
自己株式の取得及び処分による収支	195	178
現金及び現金同等物の増減額	△15,630	△90,112
現金及び現金同等物の期首残高	667,152	776,464
現金及び現金同等物の為替変動による影響	4,821	△14,688
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	4,016	△4,512
現金及び現金同等物の期末残高	660,359	667,152

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 貸借対照表

科 目	第151期 (2019年3月31日現在)	第150期(ご参考) (2018年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	1,440,070	1,433,455
現金及び預金	225,396	210,499
受取手形	9,964	18,313
売掛金	429,438	484,361
有価証券	45,303	57,034
商品	73,056	104,820
販売不動産	138,072	122,151
前渡金	194,524	197,072
前払費用	8,955	15,291
短期貸付金	191,200	109,206
その他の流動資産	126,557	115,504
貸倒引当金	△2,400	△800
固定資産	2,867,335	2,794,324
有形固定資産	269,233	256,333
建物	61,003	53,426
構築物	822	1,128
機械及び装置	783	576
車両及び運搬具	299	214
器具及び備品	3,503	2,961
土地	196,000	192,755
建設仮勘定	6,818	5,270
無形固定資産	16,824	14,571
ソフトウェア	10,501	8,762
その他の無形固定資産	6,322	5,809
投資その他の資産	2,581,277	2,523,419
投資有価証券	324,975	370,059
関係会社株式	1,548,032	1,421,024
その他の関係会社有価証券	1,052	1,249
出資金	8,283	7,633
関係会社出資金	535,004	484,975
長期貸付金	91,746	165,683
固定化営業債権	16,441	20,391
長期前払費用	37,622	46,731
繰延税金資産	20,082	9,578
その他の投資その他の資産	44,646	47,990
貸倒引当金	△46,609	△51,899
資 産 合 計	4,307,405	4,227,780

科 目	第151期 (2019年3月31日現在)	第150期(ご参考) (2018年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	1,173,208	1,152,763
支払手形	7,269	10,219
買掛金	476,198	473,747
短期借入金	282,137	242,116
コマーシャルペーパー	—	17,000
社債（1年以内償還）	30,000	15,000
未払費用	17,812	18,605
未払法人税等	796	621
前受金	159,518	197,656
預り金	173,738	149,959
前受収益	674	1,033
その他の流動負債	25,061	26,803
固定負債	1,883,098	1,967,313
長期借入金	1,505,188	1,606,050
社債	330,444	318,058
その他の固定負債	47,465	43,204
負 債 合 計	3,056,307	3,120,076
(純資産の部)		
株主資本	1,131,595	959,146
資本金	219,448	219,278
資本剰余金	230,607	230,430
資本準備金	230,582	230,412
その他資本剰余金	25	17
利益剰余金	684,039	512,201
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	666,343	494,504
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	601,300	429,462
自己株式	△2,500	△2,763
評価・換算差額等	118,377	147,360
その他有価証券評価差額金	116,966	146,907
繰延ヘッジ損益	1,410	452
新株予約権	1,125	1,196
純 資 産 合 計	1,251,098	1,107,703
負債及び純資産合計	4,307,405	4,227,780

[単体] 損益計算書

科 目	第151期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第150期(ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	2,353,642	2,816,180
売上原価	△2,188,503	△2,674,380
売上総利益	165,138	141,800
販売費及び一般管理費	△190,016	△175,175
営業損失(△)	△24,878	△33,375
営業外収益	335,824	271,464
受取利息	13,475	15,798
受取配当金	264,249	230,710
投資有価証券売却益	47,552	13,504
関係会社貸倒引当金取崩益	—	5,332
その他の営業外収益	10,546	6,118
営業外費用	△47,737	△29,877
支払利息	△12,663	△9,727
投資有価証券売却損	△2,418	△714
投資有価証券評価損	△20,507	△9,466
関係会社貸倒引当金繰入額	△881	—
その他の営業外費用	△11,265	△9,969
経常利益	263,208	208,211
特別利益	1,702	2,085
固定資産売却益	1,702	2,085
特別損失	△649	△295
固定資産処分損	△649	△295
税引前当期純利益	264,261	210,001
法人税、住民税及び事業税	△600	4,600
法人税等調整額	△6,300	△21,592
当期純利益	257,361	193,009

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	俊 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 野	充 次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 塚	勲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 塚 勲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

住友商事株式会社 監査役会
 常任監査役（常勤） 川原 卓郎 ㊞
 監 査 役（常勤） 村井 俊朗 ㊞
 監 査 役 笠間 治雄 ㊞
 監 査 役 永井 敏雄 ㊞
 監 査 役 加藤 義孝 ㊞

（注）監査役笠間治雄、監査役永井敏雄及び監査役加藤義孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

(ご参考) 住友商事グループの経営理念

当社は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書」の精神を起源とし、400年を超える長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。

ほかにも、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。

当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃）
（写真提供／住友史料館）

(ご参考) 住友商事グループのマテリアリティ (重要課題)

1. 社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ (重要課題)

社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス (ESG) の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まる中、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念^(注1)を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ (重要課題)」として、以下のとおり特定しました。これを、事業戦略の策定や個々のビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付けています。

- グローバルに広がる顧客・パートナーとの信頼関係とビジネスノウハウを活用し、健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現するという企業使命を果たすことで、持続的な成長と以下の社会課題の解決を両立していきます。



地球環境との共生

循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。



快適で心躍る暮らしの基盤づくり

毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人の心と体の健康を支えます。



地域と産業の発展への貢献

さまざまな国や地域の人々のニーズに応じてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。



多様なアクセスの構築

人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。

- また、上記の課題を解決するための基盤として、人間尊重や信用・確実といった経営姿勢と、活力に溢れ革新を生み出す企業風土のたゆまぬ維持向上に努めています。



人材育成とダイバーシティの推進

多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組みます。

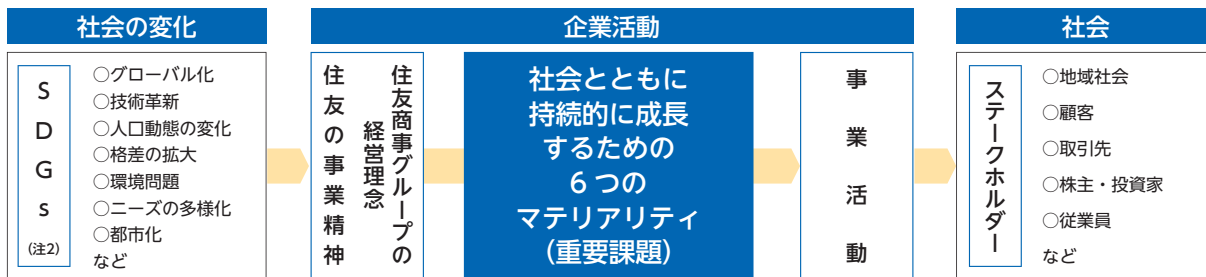


ガバナンスの充実

透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

2. マテリアリティ (重要課題) の位置付けと特定プロセス等

＜マテリアリティ (重要課題) の位置付け＞



(注1) 住友商事グループの経営理念については、52ページをご参照ください。

(注2) Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国 (193か国) により採択されました。

(ご参考) 住友商事グループのマテリアリティ (重要課題)

<特定プロセス>

特定に当たっては、まず国際的なガイドラインやSDGsを参照し、当社の事業と社会課題との関わりを整理・分析しました。そのうえで、住友の事業精神や当社グループの経営理念を踏まえて重要課題を抽出し、社内アンケートを実施したほか、社外ステークホルダーや有識者との意見交換を重ね、その結果を文章化しました。そして、CSR委員会(現サステナビリティ推進委員会)、経営会議及び取締役会での審議・決議を経て、特定しました。上記プロセスを経て特定したマテリアリティを事業において実践することが、当社グループがSDGsの達成に貢献していくことにつながると考えています。

3. マテリアリティ (重要課題) の取組事例

<ミャンマー携帯電話通信事業>

ミャンマーの通信事業では、日本品質のサービス提供により、同国の携帯電話普及率の向上に貢献し、多様なアクセスを生むネットワークを創出しています。

携帯電話を利用した「快適で心躍る暮らしの基盤づくり」、未来の価値創造に欠かせない「多様なアクセスの構築」、そして、雇用の創出や、決済手段などの周辺事業への波及効果による「地域と産業の発展への貢献」を通じて、ミャンマーの社会とともに持続的な成長を目指します。

<福島県南相馬市太陽光発電事業>

2011年の東日本大震災により耕作や居住ができなくなった土地を開発し、一般家庭約3万世帯分の電力供給を可能とする2つの太陽光発電所を建設・運営することにより、震災復興及び地域の活性化に貢献しています。

電力自給率を高めて、産業や暮らしの基盤を支えるとともに、南相馬市の目標である「2030年度までに再生可能エネルギー導入比率^(注) 100%」の実現にも寄与しています。また、発電所内の除草作業を地域の方々にお願いするとともに、地域振興イベント(相馬野馬追、菜の花迷路、復興花火等)への支援なども行っています。今後も南相馬市の更なる復興と発展に貢献していきます。

4. ステークホルダーとの対話 (ESGへの取組)

当社は2017年10月に「ESGへの取組に関する意見交換会」、2018年10月に「ESG説明会」を開催しました。当社のマテリアリティをはじめ、事業を通じた社会課題の解決や非財務情報も統合した中長期の成長戦略のあり方、ESGリスクに対するガバナンス体制に関して機関投資家やアナリストと意見交換を行いました。主な質疑応答等については当社ホームページで開示しています。

今後も、ステークホルダーとの対話を通じて、当社の社会課題解決の取組及びそれらに関する情報発信の充実に努めていきます。



(注) 年間の電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の比率。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要^(注1)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したもので、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

監査役体制の強化・充実によりコーポレートガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると考え、監査役会設置会社制度を採用しています。監査役の過半数を法律又は会計の専門家からなる社外監査役とし、多角的な視点からの監査体制となっています。また、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、経験や専門性が異なる社外取締役を複数名選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレートガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

- ①取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化
取締役会では、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項について、より集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選し、同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会

への報告事項を充実させ、取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。

②取締役の任期

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としています。

③取締役会長・社長執行役員の在任期間等の制限

相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。

また、取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。2018年度は、同委員会において、社長執行役員の選任・解任に関する方針・手続及び取締役会長の選定・解職に関する方針・手続の策定並びに同委員会の審議事項の見直しを行うとともに、取締役及び監査役候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申しました。

⑤社外取締役の選任

多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、社外取締役5名を選任しています。^(注2)
また、全ての社外取締役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が

(注1) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2019年3月31日時点の状況を記載しています。

(注2) 本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合、社外取締役は4名となります。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

定める独立性に関する基準を満たしています。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2018年度の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりです。

1. 評価の手法

(1) 対象者：

取締役全員 (11名) 及び監査役全員 (5名)

(2) 実施方法：

2018年12月～2019年1月にアンケート (回答は匿名) 及びインタビューを実施しました。*実施に当たっては第三者 (外部コンサルタント) を活用

(3) 評価項目：

- ①取締役会の構成
- ②取締役会の運営
- ③取締役会の審議の充実・モニタリング機能の強化
- ④社外役員への情報提供その他支援の体制
- ⑤各取締役・監査役自身の取組
- ⑥改善施策の評価 等

(4) 評価プロセス：

第三者 (外部コンサルタント) が集計したアンケート及びインタビューの回答内容をもとに、分析した結果を取締役会に報告しました。

2. 評価結果の概要

全体的には、取締役会は概ね実効的に機能していると評価されています。

一方、取締役会資料の改善策として実施した、付議案件の要点をまとめた書面

(エグゼクティブサマリー) の追加や用語集の作成について、概ね肯定的に評価をされているものの、説明資料 (本編) の内容に関して改善の余地があるとの意見がありました。また、全社的な業務執行状況の適時かつ的確なモニタリングの強化策として実施した、各事業部門からの部門戦略及び具体的な取組とその進捗状況に関する定例報告について、報告内容や審議時間について見直す必要があるとの意見がありました。このほかにも取締役会の実効性の向上に向けたさまざまな意見・提言がありました。今後、取締役会で議論し、取締役会の実効性の更なる向上のための改善に取り組んでまいります。

【2017年度取締役会評価における課題への2018年度の主な取組】

2017年度の実効性評価において課題として指摘があった、取締役会における審議の一層の充実及び取締役会に提供する情報の充実等について、2018年度に、①取締役会において、付議者から経営会議の議論の内容や決議に至る経緯等について説明すること、②全社的な業務執行状況の適時かつ的確なモニタリングのため、事業部門から、部門戦略及び具体的な取組とその進捗状況を報告すること、及び③取締役会資料 (営業案件) については、審議のポイントを明確化するために、要点をまとめた書面 (エグゼクティブサマリー) を追加することなど、取締役会の実効性を更に向上させるための改善施策に取り組みました。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

(2) 監査役及び監査役会

①監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を社外監査役としており、多角的な視点からの監査体制となっています。また、全ての社外監査役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

②監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、取締役会長・社長執行役員と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。

③内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るなど、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

(3) 独立性基準

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準については、社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条(14ページ)により定めています。

(4) 経営会議

意思決定機関としての経営会議を設置し、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行っています。

(5) 執行役員制の導入

業務執行の責任と権限の明確化及び取締役会の

監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。

(6) 各種委員会

社長執行役員や経営会議に対する諮問機関として全社投融資委員会、中期経営計画推進サポート委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会を設けています。

(7) 相談役・顧問等^(注)

①元社長執行役員等を相談役・顧問とする場合

社長執行役員・取締役会長経験者を相談役とする場合があります。また、相談役退任後は名誉顧問とする場合があります。

②相談役及び名誉顧問の業務内容及び報酬

相談役及び名誉顧問は、いずれも当社の業務執行及び経営の意思決定には一切関与していません。相談役は、社長執行役員・取締役会長が企業価値向上に向けた企業経営に集中できるように、社長執行役員・取締役会長に代わり、常勤にて対外活動に従事しており、その職務に見合った報酬を支給しています。名誉顧問は、必要に応じ、非常勤にて対外活動に従事するものとしており、その職務に見合った報酬を支給しています。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

①株主総会に関連した取組

定時株主総会の約3週間前に招集通知を送付するとともに英訳版も作成し、招集通知の送付に先立って当社ウェブサイトこれらを掲載して

(注) 2019年5月に、従来、社長執行役員・取締役会長経験者に対し委嘱していた相談役・名誉顧問制度を見直し、今後は相談役・名誉顧問に替え、特別顧問を委嘱することとしました。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

います。さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、当社ウェブサイトにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。

②各種情報の開示

当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書を発行し、積極的な情報開示を行っています。

③IR・SR活動

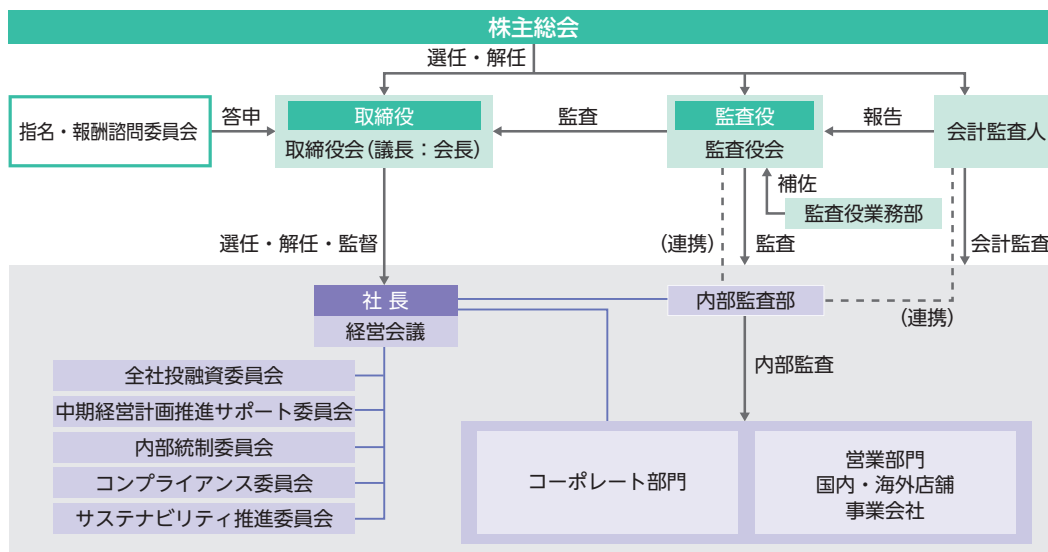
株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・

機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行うとともに、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています。さらに、当社株式を実質的に保有する国内及び欧州・北米の機関投資家の議決権行使担当者等と面談し、当社のコーポレートガバナンス等について建設的な対話（エンゲージメント）を行っています。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>）に詳細な内容を掲載しています。

【コーポレートガバナンス体制】



This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (URL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京、名古屋、福岡
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」

東京都港区六本木六丁目10番3号 ☎03-4333-1234 (代表)

最寄駅

地下鉄「六本木駅」

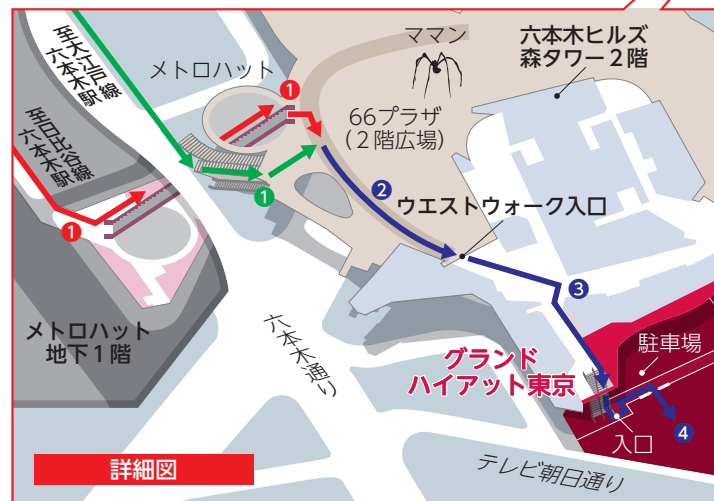
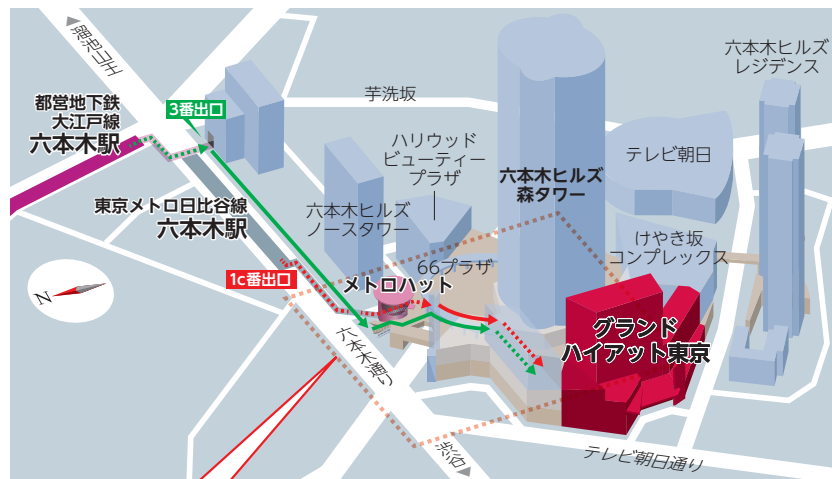
○東京メトロ日比谷線

1c番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩6分

○都営地下鉄大江戸線

3番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩8分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



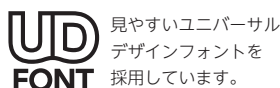
東京メトロ日比谷線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 1c番出口を直進、メトロハット内のエスカレーターで上へ。
- ② 右手の屋根付遊歩道を進み、ウエストウォーク入口(自動扉)へ。
- ③ 数メートル先右手にある「グランドハイアット東京」方面(細い通り)へ進み、突き当たりのエスカレーターで下へ。
- ④ 左手のグランドハイアット東京入口から駐車場脇の通路を通して、右手の入口を入り、正面のエスカレーターで3階「グランドボールルーム」へ。

都営地下鉄大江戸線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 3番出口から六本木通りに出て、左方向(六本木ヒルズ方面)に5分ほど進み、メトロハット右横にある階段で上へ。以降は東京メトロ日比谷線「六本木駅」からの道順②以降の要領でお進みください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



〒100-8601
東京都千代田区大手町二丁目3番2号